

議案第 28 号から第 41 号 農業委員会委員の任命について

交野市農業委員候補者選定委員会運営要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、交野市農業委員候補者の選定を市長に報告するための交野市農業委員候補者選定委員会（以下「委員候補者選定委員会」という。）の運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第 2 条 委員候補者選定委員会は、次の事項を行うものとする。

- (1) 市長の求めにより、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）の規定及び交野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例（平成 28 年条例第 8 号）に基づき、農業委員会候補者の選定を行い、市長に報告するものとする。
- (2) 農業委員候補者の選定にあたり、推薦及び募集に応じた各農業委員候補者の活動歴等の審査を行うとともに、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査等を行うことができるものとする。

(選定委員)

第 3 条 委員候補者選定委員会に、市長が任命する次の選定委員を置く。ただし、選定委員が委員候補者選定委員会に出席できない場合は、代理人を置くことができる。

- (1) 交野市都市整備部長
- (2) 交野市総務部長
- (3) 交野市都市整備部農政課長
- (4) 交野市農業委員会事務局長

(招集)

第 4 条 委員候補者選定委員会は、市長が招集する。

(議長)

第 5 条 委員候補者選定委員会の議長は、交野市都市整備部長がこれにあたる。

(事務局)

第6条 委員候補者選定委員会の事務局は、交野市都市整備部農政課がこれにあたる。

(決定行為)

第7条 委員候補者選定委員会による選定の意見の決定は、出席した選定委員の過半数をもって行う。

(秘密保持)

第8条 選定委員は、委員候補者選定委員会で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日より施行する。